

平成22年(2010年)2月26日



# 埼玉県報

号外第3号

平成22年2月26日

金曜日

## 目次

### 条例

- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)

### 告示

- [個人事業税所得金額等決定書作成業務委託（4月業務）の入札公告\(税務課\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（警務課）

### 一 趣旨

埼玉県深谷市と群馬県太田市との境界変更、並びに加須市及び久喜市の設置に伴い、深谷警察署、加須警察署、久喜警察署及び幸手警察署の管轄区域の規定を整備する。

### 二 内容

#### (一) 深谷警察署の管轄区域の変更

平成二十二年三月一日に群馬県太田市の二ツ小屋町及び前小屋町の一部を埼玉県深谷市に編入することに伴い、深谷警察署の管轄区域の規定を改正する。

#### (二) 加須警察署の管轄区域の変更

平成二十二年三月二十三日に加須市、騎西町、大利根町及び北川辺町が合併し加須市が設置されることに伴い、加須警察署の管轄区域の規定を改正する。

#### (三) 久喜警察署及び幸手警察署の管轄区域の変更

平成二十二年三月二十三日に久喜市、菖蒲町、鷲宮町及び栗橋町が合併し、久喜市が設置されることに伴い、久喜警察署及び幸手警察署の管轄区域の規定を改正する。

### 三 施行期日

#### (一) 深谷警察署の管轄区域の改正規定

平成二十二年三月一日

#### (二) 加須警察署、久喜警察署及び幸手警察署の管轄区域の改正規定

平成二十二年三月二十三日

## 条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第一号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表深谷警察署の項中「藤野木」の下に「、二ツ小屋」を、「本田ヶ谷」の下に「、前小屋」を加え、同表加須警察署の項中「北埼玉郡の内騎西町、大利根町、北川辺町」を削り、同表久喜警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

久喜市の内青毛、青毛一丁目、青毛二丁目、青毛三丁目、青毛四丁目、青葉一丁目、青葉二丁目、青葉三丁目、青葉四丁目、青葉五丁目、江面、太田袋、上清久、上早見、上町、河原井町、久喜北一丁目、久喜北二丁目、北青柳、北中曾根、清久町、久喜新、久喜本、栗原、栗原一丁目、栗原二丁目、栗原三丁目、栗原四丁目、古久喜、下清久、下早見、久喜中央一丁目、久喜中央二丁目、久喜中央三丁目、久喜中央四丁目、所久喜、西、野久喜、原、久喜東一丁目、久喜東二丁目、久喜東三丁目、久喜東四丁目、久喜東五丁目、久喜東六丁目、樋ノ口、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、除堀、吉羽、吉羽一丁目、吉羽二丁目、吉羽三丁目、吉羽四丁目、吉羽五丁目、六万部、菖蒲町小林、菖蒲町上大崎、菖蒲町上栢間、菖蒲町河原井、菖蒲町三箇、菖蒲町柴山枝郷、菖蒲町下栢間、菖蒲町菖蒲、菖蒲町昭和沼、菖蒲町台、菖蒲町新堀、上内、上川崎、久本寺、葛梅、葛梅一丁目、葛梅二丁目、葛梅三丁目、栄一丁目、桜田一丁目、桜田二丁目、桜田三丁目、桜田四丁目、桜田五丁目、砂原一丁目、外野、鷺宮中央一丁目、鷺宮中央二丁目、中妻、西大輪、西大輪一丁目、西大輪二丁目、西大輪三丁目、西大輪四丁目、西大輪五丁目、八甫、八甫一丁目、八甫二丁目、八甫三丁目、八甫四丁目、八甫五丁目、東大輪、鷺宮、鷺宮一丁目、鷺宮二丁目、鷺宮三丁目、鷺宮四丁目、鷺宮五丁目、鷺宮六丁目、南埼玉郡の内白岡町

別表幸手警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

久喜市の内新井、伊坂、河原代、栗橋北一丁目、栗橋北二丁目、北広島、狐塚、栗橋、小右衛門、佐間、島川、高柳、栗橋中央一丁目、栗橋中央二丁目、中里、栗橋東一丁目、栗橋東二丁目、栗橋東三丁目、栗橋東四丁目、栗橋東五丁目、栗橋東六丁目、間鎌、松永、緑一丁目、南栗橋一丁目、南栗橋二丁目、南栗橋三丁目、南栗橋四丁目、南栗橋五丁目、南栗橋六丁目、南栗橋七丁目、南栗橋八丁目、南栗橋九丁目、南栗橋十丁目、南栗橋十一丁目、南栗橋十二丁目

幸手市

#### 附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表深谷警察署の項の改正規定 平成二十二年三月一日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成二十二年三月二十三日

告 示

埼玉県告示第二百七十号

次のおり一般競争入札に付する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

個人事業税所得金額等決定書作成業務委託（4月業務） 89,000件（A単価業務3,200件、B単価業務85,800件）

（注）A単価及びB単価の業務の内容については、仕様書を参照すること。

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成22年4月1日（木）から同年5月19日（水）まで

### (4) 履行場所

県内各税務署

### (5) 納入場所

埼玉県総務部税務課及び各県税事務所

### (6) 入札方法

入札金額は、A単価業務の単価に3,200を乗じた額と、B単価業務の単価に85,800を乗じた額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者で、物品等の種類「写真撮影」を登録しているものであること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 業務期間中、各税務署に機材・人員を派遣しマイクロ写真撮影を行うことが可能であるとともに、データエントリー及びデータと画像の印刷を指定期日までに短期間で実行し、納品できるだけの機材の調達及び作業員の確保ができること。

(6) 同規模の業務について、過去官公庁との取引実績を有するとともに、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）で必要とされている措置を講ずることができる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課課税担当 藤原 文子 電話048-830-2659（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県庁 衛生会館3階 税務課分室 平成22年3月10日（水）午後2時

- (4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁 衛生会館3階 税務課分室 平成22年3月29日（月）午前10時

### 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札金額×1.05×0.05

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

各業務の単価にそれぞれの予定件数を乗じて得た額の合計額×1.05×0.1

- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年3月17日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者

に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。